

育児休業手当金請求書（新規・変更）

局長	課長	係長	係	決	育児休業手当金	※
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">課長専決</div>				額		円
組合員証号	-			所属機関名		
組合員氏名				育児休業に係る子の生年月日	令和	年 月 日
育児休業手当金区分 (□にレ点等を記入)	□ 子の出生から8週間以内の休業			(□ 1回目・□ 2回目)		パパ・ママ育休プラスに該当 □ 該当
	□ 子の出生から8週間～1歳 ^{※1} に達する日以内の休業					
	□ 子の出生から1歳～1歳6か月に達する日以内の休業延長 ^{※2}			(回数記入)		総務省で定める要件に該当する場合 (番号記入 ^{※2})
	□ 子の出生から1歳6か月～2歳に達する日以内の休業延長 ^{※2}			(回目)		
	□ 上記休業に係る育児休業手当金請求期間の変更			(□ 延長 ・ □ 短縮)		
育児休業期間	(承認期間)			請求期間の給料支給 (□にレ点を記入)		□ 有り ・ □ 無し
	令和	年	月 日	から	標準報酬月額	第 等級 円
	令和	年	月 日	まで	標準報酬日額	円
育児休業手当金請求期間	(支給対象期間)			給付日額 (Aの金額) ^{※3}		円
	令和	年	月 日	から	給付日額 (B又はB'の金額) ^{※3}	(180日まで) 円
	令和	年	月 日	まで	給付日額 (C又はC'の金額) ^{※3}	(181日以降) 円
各月の休業日数及び請求金額等	支給開始日から180日に達する日までの期間 (B又はB'の金額×日数)			支給開始日から181日以降の期間 (C又はC'の金額×日数)		
	月分	日	円	月分	日	円
	月分	日	円	月分	日	円
	月分	日	円	月分	日	円
	月分	日	円	月分	日	円
	月分	日	円	月分	日	円
	月分	日	円	月分	日	円
				休業日数合計 (D+Eの日数) ^{※3}	日	
				請求金額総額 (F+Gの金額) ^{※3}	円	
上記のとおり請求します。					共済組合受付印	
鹿児島県市町村職員共済組合理事長 殿						
令和	年	月 日	住所	請求者 氏名		
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。						
令和	年	月 日	職名	所属所長 氏名		

【注意】

1. 請求期間は、育児休業に係る子の満1歳の誕生日の前日までとなります。（ただし、「総務省で定める要件^{※2}」に該当する場合は、最長2歳に達する日までの範囲となります。

2. 支給対象期間に係る「期間の短縮・延長、又は育児休業に係る子の満1歳の誕生日を越える延長」が生じた際は、変更請求書を提出してください。また^{※2}について、待機中であつた保育所に入所できるようになった場合等、延長要件に該当しなくなった場合も変更請求（短縮）を提出して下さい。

3. ※印欄（決定額欄）は使用しないでください。

※1 パパ・ママ育休プラスに該当する場合は、「1歳」を「1歳2か月」と読み替える。

※2 「総務省で定める要件」（番号：①～⑧）

①保育所における保育が実施されないこと。 ②養育を予定していた配偶者の死亡。

③養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等。 ④養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居。

⑤養育を予定していた配偶者が産前産後休業期間にあること。

⑥本請求とは別の子に係る産前産後休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該産前産後休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなったこと。

⑦介護休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該介護休業に係る対象家族が死亡もしくは離婚等により組合員との親族関係が消滅したこと。

⑧本請求とは別の子に係る新たな育児休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該新たな育児休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなったこともしくは養子縁組等が成立しなかったこと。

※3 育児休業手当金請求金額等については、裏面で算定願います。

【育児休業手当金計算書】

1 標準報酬日額 標準報酬月額 × 1/22

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times 1/22 = \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \text{ A}$$

(10円未満四捨五入)

2 育児休業手当金（日額）（180日に達するまで）

・標準報酬日額（A）× 手当金率（67/100）

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times 67/100 = \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \text{ B}$$

(円未満切捨て)

・雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額に相当する額（当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）× 30 × 67/100 × 1/22

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times 30 \times 67/100 \times 1/22 = \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \text{ B'}$$

(円未満切捨て)

3 育児休業手当金（日額）（181日以降）

・標準報酬日額（A）× 手当金率（50/100）

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times 50/100 = \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \text{ C}$$

(円未満切捨て)

・雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額に相当する額（当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）× 30 × 50/100 × 1/22

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times 30 \times 50/100 \times 1/22 = \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \text{ C'}$$

(円未満切捨て)

4 育児休業手当金支給日数

・180日に達するまで

日 D

・181日以降

日 E

5 育児休業手当金総額（F+G）

円

・180日に達するまで 給料日額（B） × 日数（D） =

円 F

◎（B）≥（B'）の場合は、（B'）×（D）

・180日以降 給料日額（C） × 日数（E） =

円 G

◎（C）≥（C'）の場合は、（C'）×（E）